

藤沢市市民活動推進計画(素案)

2026年度～2033年度

～想いをつなぎ、行動でつくる藤沢の未来～



2026年4月
藤沢市

目 次

第1章 策定にあたって	01
1 計画策定の趣旨	
2 地域が抱える課題と今後の方向性	
第2章 市民活動推進ビジョン	04
1 市民活動推進計画の位置づけ	
2 市民活動推進ビジョン	
3 計画の期間	
第3章 市民活動推進ビジョンの実現に向けて	05
1 市民活動推進ビジョンの実現に向けた3つの基本指針	
2 藤沢がめざす協働の姿	
第4章 基本指針を具現化する施策	07

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市における市民活動（*1）・ボランティア活動の歴史は長く、歴史的な街なみや景観の保全・形成、地域の特色ある子育て支援や生涯学習の拠点づくり等、多種多様な活動が盛んに行われてきました。

2001 年に市民活動推進条例が制定され市民活動推進センターを開設するとともに、2006 年には市民活動推進計画（第 1 期）を策定し、総合的かつ計画的に市民活動推進施策を進めてきました。

2019 年に策定した市民活動推進計画（第 4 期）では、将来めざすまちの姿を「市民活動の息づくまち～誰もが個性の輝きを放つ未来へ～」とした市民活動推進ビジョンを掲げるとともに

- ① 市民活動への参画促進
- ② 市民活動を支援する体制の充実強化
- ③ 多様な市民活動の創出

を基本指針とし、多種多様な手法による多方面への情報発信や市民活動団体に寄り添った運営・活動支援のほか、地域との連携や協働の推進などに取り組み、市民活動による豊かな地域社会の形成に向け一定の成果を上げました。

一方、市民活動に関する団体向けアンケート調査の結果、コロナ禍の影響は減少しつつあるものの、高齢化の進行や団体によって運営力の差がみられるなどの意見があり、市民活動の持続可能性に対する不安等が大きくなっていることが読み取れます。

こうした声や人口構造の変化、地域コミュニティの希薄化、地域課題の多様化などを踏まえ、社会の変容や地域の課題を的確に捉え、若い世代の参加促進や教育機関、企業との連携・協働など、新たな時代の要請に即し、未来に向けた「暮らしの豊かさ」を実現するため新たな市民活動推進計画を策定します。

(*1) 市民活動

藤沢市市民活動推進条例の第 2 条で『市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動』と規定。NPO（特定非営利活動）法人をはじめ、自治会・町内会や地域のサークル活動なども基本的には市民活動（団体）。

2 地域が抱える課題と今後の方向性

2023年5月に新型コロナウイルスが「5類感染症」に移行されましたが、コロナ禍のライフスタイルがニューノーマル（*2）となるなど、地域コミュニティの希薄化に歯止めがかかる兆しは見られません。

その背景には、デジタル技術の普及や働き方・生活様式の多様化などが挙げられ、特に、オンラインでのつながりが増え、対面での交流機会が減ったことで、地域の絆が弱まっていると考えられます。

一方で、デジタル技術の普及や活用により生産年齢人口が地域で過ごす時間が増え、地域コミュニティの必要性や重要性が相対的に高まっていると考えられます。

また、SDGs や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけにしたチーム FUJISAWA2020（*3）の取組により、ボランティアの気運が高まり、人ととのつながりは深まりを見せてています。

学校教育の現場では、初等中等教育においては総合的な学習（探究）の時間の中での地域社会とのつながり、大学等においては地域連携や社会連携活動等が推進されており、また、企業活動の現場においては、ボランティア休暇の推進やプロボノ（*4）の広がりのほか、地域住民を対象にした会社見学、地域イベントへの参加による地域貢献活動など、従来のボランティアの枠に囚われない新たな取組も進んでいます。

「2022 年度藤沢市将来人口推計」によると藤沢市の人口は超高齢社会の中で 2035 年にピークを迎ますが、生産年齢人口はそれに先立つ 2025 年から減少が見込まれています。一方で人生 100 年時代の訪れのなかで高齢者人口は引き続き増加し、昼間人口の拡大が見込まれ、地域コミュニティの重要性がより高まるとともに、地域における新たな担い手が広がる可能性があると考えられます。

また、各地域においては外国につながりのある層や新しいライフスタイルを有する層の増加など地域における多様性は加速度的に進んでいます。

このような中、藤沢市では地域における様々な課題や動きを共有し、「地域づくり」を進めるため、2025 年 4 月に市民センターと公民館を一体化し、「学び」と「活動」の連動を図るなど、地域活力を生み出す取組を進めています。

本計画においてはこれらの社会情勢や本市の施策を踏まえ、誰もが市民活動に取り組める環境を整えるとともに地域コミュニティの担い手の高齢化を見据え、次世代への働きかけを強化することで本市における市民活動のさらなる活性化を図り、市民の暮らしの豊かさや安全・安心、さらに一人ひとりのウェルビーイング（*5）につながるための方針を示します。

(*2) ニューノーマル

「新常態」「新常識」を意味し、以前とは異なる新たな常識や生活様式が定着した状態

(*3) チーム FUJISAWA2020

2021年10月に藤沢市が立ち上げたボランティア情報サイト。2025年4月30日時点の登録者数は5,811人。

(*4) プロボノ

ラテン語の「Pro Bono Publico（公共善のために）」を語源とする言葉で、職業上のスキルや経験を生かして、非営利団体などの課題解決を支援する社会貢献活動。

(*5) ウエルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。（文部科学省、第4期教育振興基本計画より）

《市民活動を取り巻く動き》



市民活動とは

市民活動といえば、ボランティア活動やNPO活動などがイメージされますが、社会の変化の中で生まれた「プロボノ」などといった行動も「市民活動」の新しい形なのかもしれません。あなたの何気ない日常も、もしかしたらより良い社会につながる次の市民活動なのかもしれません。

第2章 市民活動推進ビジョン

1 市民活動推進計画の位置づけ

市民活動推進計画は、市民活動推進条例第7条に「市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため」に策定することとされており、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるため、市民活動推進ビジョンを定め、基本的な方向性を示すものです。

2 市民活動推進ビジョン

市民活動推進条例第3条（基本理念）

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取組及び継続して取り組むべき課題や市民活動の裾野を広げ、生き生きとした個人の活動を進める機会の創出など、市民活動を推進することで8年後にどのようなまちの姿をめざすのかを上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めます。

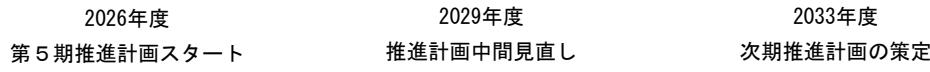
想いをつなぎ、行動でつくる藤沢の未来

3 計画の期間

計画の期間は、2026年度から2033年度までの8カ年とし、その中間年にあたる4年目の2029年度に施策等の見直しをすることとします。

さらに計画期間の最終年度である2033年度には、基本指針やその施策等についての成果や効果などの検証、課題などを分析し、次期計画の策定に生かしていきます。

なお、社会情勢の変化等により、柔軟に対応する必要が生じた場合は、適宜見直しをすることとします。



第3章 市民活動推進ビジョンの実現に向けて

私たちを取り巻く現状や課題を分析・評価するとともに、これらを解決する基本的な指針や施策を定め、協働という視点でそれぞれの団体や個人が持つ経験や知識などをつなぎ、その輪を重ねていくネットワークの構築、地域での自発的な活動を生み出し、未来につなげるための支援の強化、新たな参加を促す取組や交流機会の提供を進めることによる幅広い意見・提案の吸い上げなどを行い、市民活動推進ビジョンの実現をめざします。

1 市民活動推進ビジョンの実現に向けた3つの基本指針

基本指針1 知る、触れる、始める機会の創出

- ◆諸機関との連携のもと、市民活動に関する情報を多種多様な手法により多方面に発信することで広く周知・啓発を図り、市民活動への一歩を踏み出しやすい環境づくりをめざす。

基本指針2 活動の継続・発展・基盤強化のための支援

- ◆市民活動団体が持続的・発展的に活動できるよう様々な知識や経験に基づいたアドバイスやサポートができる体制を整えるとともに、社会情勢の変化に応じた技術的な支援を実施するなど、運営基盤の充実強化をめざす。

基本指針3 協働を通じた地域づくりの推進

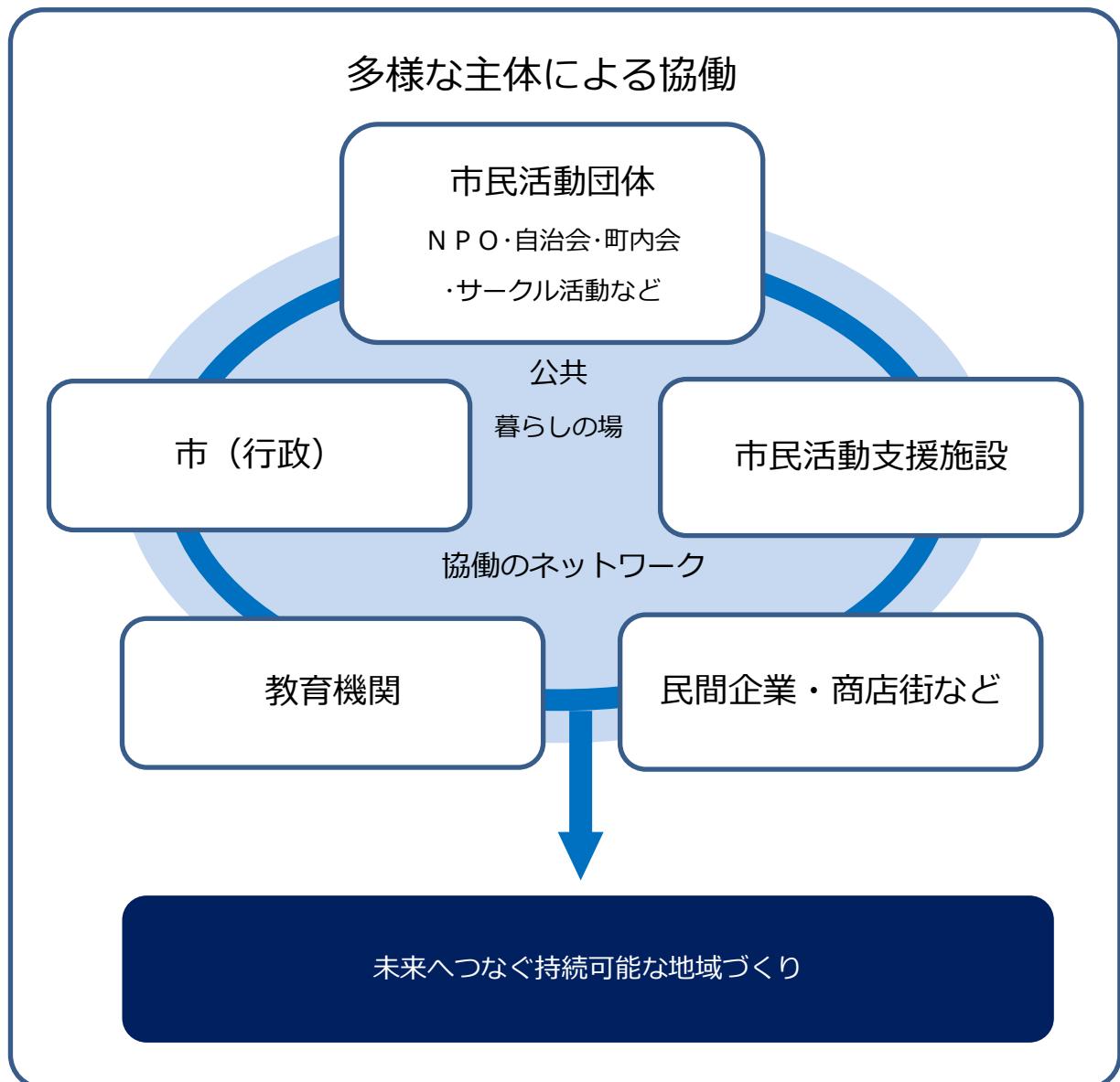
- ◆「暮らしの豊かさ」を図るため、行政や民間企業、教育機関など市民活動団体やNPOに限らない多様な主体との協働を通じ、共創が生み出される持続可能な地域づくりをめざす。

2 藤沢がめざす協働の姿

目的を共有し、ともに力を合わせて取り組む協働は、『暮らしの中の気づき』や『「自分たちのまちをもっと良くしたい。自分たちのまちは自分たちでつくる』という一人ひとりの想い』から始まります。

地域を知り、地域を良くするアイデアを考え、仲間を集め行動する。このような動きが、多様な主体間での連携に発展し、共創につながり、藤沢のまちに様々な好循環をもたらすと考えます。

この好循環を一時的なものではなく、次の世代につないでいくことも見据え、施策を推進していきます。



第4章 基本指針を具現化する施策

基本指針1 知る、触れる、始める機会の創出

諸機関との連携のもと、市民活動に関する情報を多種多様な手法により多方面に発信することで広く周知・啓発を図り、市民活動への一歩を踏み出しやすい環境づくりをめざす。

【基本施策】

1-① きめ細かな情報発信

普段意識せずにしている活動が、実は市民活動となっていることもあるから、市民活動が身近なものだという「気づき」を促し、さまざまな形態の活動があることを周知する。その際、情報が最大限の効果を生み出すよう内容や発信先にふさわしいツールやタイミング等を選定し広報紙をはじめとした様々な媒体を活用した情報発信に努める。

1-② 市民活動に取り組みやすい環境づくりの推進

「チーム FUJISAWA2020」や市民活動支援施設等との連携のもと、市民活動に関心のある方々への働きかけに努めるとともに協力者や支援者の確保など市民活動に係る裾野の拡大を図り、市民活動に気軽に取り組めるような環境づくりに努める。

基本指針2 活動の継続・発展・基盤強化のための支援

市民活動団体が持続的・発展的に活動できるよう様々な知識や経験に基づいたアドバイスやサポートができる体制を整えるとともに、社会情勢の変化に応じた技術的な支援を実施するなど、運営基盤の充実強化をめざす。

【基本施策】

2-① 活動状況に応じた支援の強化

市民活動に対するヒアリングやアンケート等を通じ、社会情勢の変化等を踏まえた活動状況を的確に捉え、相談会や講習、講座等の支援を図る。また支援のあり方についても様々な手法をアウトリーチの姿勢で検討・検証しながら、効果の最大化に努める。

2-② 市民活動の場の確保

社会情勢の変化等に応じ市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいの機能を充実し、利便性の向上を図るとともに、活動の場としての市民センターや地域市民の家の利用等を通じ市民活動と地域との関係性が深まるよう努める。

基本指針3 協働を通じた地域づくりの推進

暮らしの豊かさを図るため、行政や民間企業、教育機関など市民活動団体やNPOに限らない多様な主体との協働を通じ、共創が生み出される持続可能な地域づくりをめざす。

【基本施策】

3-① 地域課題の共有と地域に根差した団体の活動支援

地域と市民活動の連携を推進するため、あらゆる機会を通じ地域課題や地域資源を把握するとともに、市民活動団体への情報提供を通じ、必要に応じて地域とのマッチングを図り、地域に根差した活動を支援し、持続可能な地域づくりに努める。

3-② 市民による地域づくりの充実に向けた協働の推進

地域課題の解決をはじめとした市民が担う公益的活動の充実を図るべく、多様な主体による協働の推進に努める。また、的確な情報提供とコーディネーター等によるマッチングによって協働意欲の向上を図り、幅広いつながりの構築のもと団体力・組織力の向上を通じ共創社会の実現に努める。

市民活動推進ビジョン 想いをつなぎ、 行動でつくる藤沢の未来

基本指針1 知る、触れる、始める機会の創出

- ①きめ細かな情報発信
- ②市民活動に取り組みやすい環境づくりの推進

基本指針2 活動の継続・発展・基盤強化のための支援

- ①活動状況に応じた支援の強化
- ②市民活動の場の確保

基本指針3 協働を通じた地域づくりの推進

- ①地域課題の共有と地域に根差した団体の活動支援
- ②市民による地域づくりの充実に向けた協働の推進

藤沢市市民活動推進計画

2026年度～2033年度

市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466（50）3516（直通）

電子メール fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp